

株式売渡請求に関する事前開示書面

(会社法第179条の5第1項及び会社法施行規則第33条の7に掲げる事項)

株式会社ケーヒン

2020年10月23日

株式売渡請求に関する事前開示事項

東京都新宿区西新宿一丁目26番2号
株式会社ケーヒン
代表取締役 相田 圭一

当社は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じとします。）第179条第1項に規定する特別支配株主である本田技研工業株式会社（以下「本田技研工業」といいます。）から、2020年10月23日付で、同法第179条の3第1項の規定により、当社の株主の全員（ただし、当社及び本田技研工業を除きます。以下「本売渡株主」といいます。）に対し、その有する当社の普通株式（以下「本売渡株式」といいます。）の全部を本田技研工業に売り渡すことを請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）する旨の通知を受け、2020年10月23日開催の当社取締役会において、本株式売渡請求を承認する旨の決議をいたしました。

本株式売渡請求に関する会社法第179条の5第1項及び会社法施行規則第33条の7により開示すべき事項は、下記のとおりです。

記

1. 特別支配株主の名称及び住所（会社法179条の5第1項第1号）

名称：本田技研工業株式会社

住所：東京都港区南青山二丁目1番1号

2. 会社法第179条の2第1項各号に掲げる事項（会社法179条の5第1項第2号）

(1) 特別支配株主完全子法人に対して株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称（会社法179条の2第1項第1号）

該当事項はありません。

(2) 株式売渡請求により売渡株主に対して売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項（会社法179条の2第1項第2号、第3号）

本田技研工業は、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価（以下「本株式売渡対価」といいます。）として、その有する本売渡株式1株につき2,600円の割合をもって金銭を割当交付します。

(3) 新株予約権売渡請求に関する事項（会社法 179 条の 2 第 1 項第 4 号）

該当事項はありません。

(4) 特別支配株主が売渡株式を取得する日（以下「取得日」といいます。）（会社法 179 条の 2 第 1 項第 5 号）

2020 年 11 月 13 日

(5) 株式売渡対価の支払のための資金を確保する方法（＜会社法 179 条の 2 第 1 項第 6 号、会社法施行規則第 33 条の 5 第 1 項第 1 号）

本田技研工業は、本株式売渡対価の全てを、同社が保有する現預金により支払うことを予定しております。本田技研工業は、公開買付け出書の添付書類として 2020 年 8 月 31 日時点の本田技研工業の残高証明書を提出しており、また、同日以降、本株式売渡対価の支払に支障を及ぼす事象は発生しておらず、また今後発生する可能性も認識しておりません。

(6) その他の株式売渡請求に係る取引条件（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 6 号、会社法施行規則第 33 条の 5 第 1 項第 2 号）

本株式売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付するものとします。ただし、当該方法により本株式売渡対価の交付ができなかった本売渡株主については、当社の本社所在地にて、本田技研工業が指定した方法により、本株式売渡対価を交付するものとします。

3. 株式売渡対価の総額の相当性に関する事項その他の会社法第 179 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定めに関する事項及び本株式売渡請求の承認に当たり売渡株主の利益を害さないように留意した事項（会社法第 179 条の 5 第 1 項第 4 号、会社法施行規則第 33 条の 7 第 1 号）

(1) 本株式売渡対価の総額の相当性に関する事項その他の会社法第 179 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定めに関する事項

本株式売渡請求は、本田技研工業が 2020 年 9 月 2 日から 2020 年 10 月 15 日までを買付け等の期間とする当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を含む、本田技研工業が当社株式の全て（ただし、本田技研工業が保有する当社株式及び当社が保有する自己株式を除きます。以下同じです。）を取得し、当社の株主を本田技研工業のみとするための一連の手続（以下「本取引」といいます。）の一環として行われるものであり、本株式売渡対価は、本公開買付けにおける当社株式 1 株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）

と同一の価格に設定されております。

2020年9月1日付当社プレスリリース「日立オートモティブシステムズ株式会社、株式会社ケーヒン、株式会社ショーワ（証券コード7274）及び日信工業株式会社（証券コード7230）の経営統合に向けた当社関係会社である本田技研工業株式会社による当社株式に対する公開買付けの開始に関する意見表明のお知らせ」（以下「2020年9月1日付当社プレスリリース」といいます。）の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（2）意見の根拠及び理由」の「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、当社は、2019年6月初旬に、本田技研工業、日立オートモティブシステムズ株式会社（以下「日立オートモティブシステムズ」といいます。）及び株式会社日立製作所（以下「日立製作所」といいます。）から本統合（注）に関し、当社、株式会社ショーワ（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部（以下「東証第一部」といいます。）、証券コード7274、以下「ショーワ」といいます。）及び日信工業株式会社（東証第一部、証券コード7230、以下「日信工業」といいます。当社及びショーワと併せて、以下「本対象3社」といいます。）の普通株式（以下「本対象3社株式」といいます。）を公開買付け等の手続を通じて本田技研工業が取得し、本対象3社を本田技研工業の完全子会社とした上で、日立オートモティブシステムズを存続会社、本対象3社を消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）等の方法により統合し、統合の結果、本吸収合併後の存続会社（以下「本統合会社」といいます。）の議決権の66.6%を保有する日立製作所の連結子会社及び33.4%を保有する本田技研工業の持分法適用関連会社とすること等を内容とする初期的な提案（以下「本提案」といいます。）を受け、社内体制の整備及び本提案の初期的検討を行った上で、後記「（2）本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」に記載のとおり、本公開買付け価格の公正性その他の本取引の公正性を担保すべく、本田技研工業、本対象3社、日立オートモティブシステムズ及び日立製作所から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として株式会社経営共創基盤（以下「経営共創基盤」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとしてTMI 総合法律事務所をそれぞれ選任するとともに、本提案を検討するために当社の諮問機関として2019年7月30日に本特別委員会（後記「（2）本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」の「③ 当社における独立した特別委員会の設置」において定義します。以下同様とします。本特別委員会の構成及び具体的な活動内容等については、後記「（2）本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」の「③ 当社における独立した特別委員会の設置」をご参照ください。）を設置し、本取引の目的、本取引後の経営体制・方針、本取引の諸条件等について、本田技研工業との間で、複数回に亘る協議及び検討を重ねてまいりました。

（注）2019年10月30日付当社プレスリリース「日立オートモティブシステムズ株式会社、株式会社ケーヒン、株式会社ショーワ（証券コード7274）及び日信工業株式

会社（証券コード 7230）の経営統合に向けた当社関係会社である本田技研工業株式会社による当社株式に対する公開買付けの開始予定に関する意見表明のお知らせ」（以下「当社 2019 年 10 月 30 日付プレスリリース」といいます。）及び当社、日立オートモティブシステムズ、ショーワ、日信工業、日立製作所及び本田技研工業が 2019 年 10 月 30 日付で公表した「日立オートモティブシステムズ株式会社、株式会社ケーヒン、株式会社ショーワ及び日信工業株式会社の経営統合に関するお知らせ」において公表しております、本田技研工業が本対象 3 社を本田技研工業の完全子会社とした上で、本吸収合併を実施することにより行う経営統合をいいます。

その結果、①本対象 3 社と日立オートモティブシステムズの連携により、電動化技術、先進安全技術といった、今後需要が広く見込まれる次世代技術領域での開発体制の強化が可能となると同時に、従来当社グループ単独で開発をせざるを得なかったシステム・IT の分野において日立オートモティブシステムズの技術の提供を受けることで、本田技研工業グループ（本田技研工業、2020 年 3 月 31 日時点の、本田技研工業の連結子会社 357 社及び本対象 3 社を含む持分法適用関連会社 73 社のことを総称していいます。以下同じです。）として開発投資の選択と集中を図ることが可能となり、本田技研工業グループ全体として最適な経営資源の配分の実現が可能となること、②本統合後の本統合会社での開発・生産分野において、技術領域間、地域拠点間での相互補完を推進することで、より高付加価値でコスト競争力のある製品の供給が可能となる他、本田技研工業をはじめとする完成車メーカーの需要増減に対して迅速かつ柔軟に対応できる供給体制の構築が可能となること、③本統合会社においては、機械部品等のコンベンショナルな技術から電動化・情報技術まで幅広い領域における業界最先端の技術を基に、完成車メーカーとの包括的な開発体制を構築することが可能となり、世界的メガサプライヤーの一角として、本田技研工業以外の完成車メーカーに対する販売の拡大が可能となることから、これによる部品生産量の増大に伴い、規模の効果による調達・生産コストの低減が可能となり、国際的な競争優位に基づく優れた収益力と競争力の実現を見込まれることなど、本統合は、当社グループ（当社及び当社の連結子会社 29 社を総称していいます。以下同じです。）の企業価値向上に資する極めて有効な手段であるとの認識を有するに至りました。

その上で、当社グループを取り巻く事業環境や当社グループの経営課題を踏まえれば、完成車部品メーカーとして他社に先んじて優位なポジションを確立し、優れた競争力の実現を図ることで、当社グループの企業価値の最大化、ひいては当社グループの従業員、お取引先様、少数株主といったステークホルダーの利益を中長期的に確保していくためには、本田技研工業、本対象 3 社、日立オートモティブシステムズ及び日立製作所の技術を結集し、強固な共同研究開発体制を構築することで、電動化や自動運転等の次世代技術分野において、当社単独では獲得が困難と考えられる競争力のある技術（勝ち技）を早期に確立するとともに、コンベンショナルな技術領域における効率的な開発・生産

体制を築き、高付加価値かつコスト競争力のある製品の供給を実現することが必要不可欠であること、一方で、これらの体制の下で、電動化や自動運転等の次世代技術分野における研究開発等、積極的な施策を実施していく場合には、大規模かつタイムリーな投資が必要となる一方で、今後の市場の動向や要求される技術に不確定要素が多い等、これまでの当社グループビジネスに比して相対的にリスクが高く、短期的な業績変動や株式市場からの評価によっては当社の市場株価が悪影響を受けることも想定されるなど、短期的なリスクに当社の少数株主を晒すことは適切ではなく、当社の少数株主に対して将来の経営施策実現に伴う株価下落のリスクを負担させることなく合理的な株式売却の機会を与えることが、当社の少数株主の利益にも資するとの認識に至りました。

また、本公開買付価格については、(i)本公開買付価格が、2020年9月1日付当社プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」に記載のとおり、経営共創基盤による当社株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価法及び類似企業比較法による算定結果の範囲を上回っており、また、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の算定結果の範囲内にあること、(ii)本公開買付価格が、東証第一部における、本公開買付けの開始予定の公表日の前営業日である2019年10月29日の当社株式の終値1,898円に対して36.99%（小数点以下第三位を四捨五入。本項において以下、プレミアムの計算において同じです。）、同日までの過去1ヶ月間（2019年9月30日から同年10月29日まで）の終値の単純平均値1,696円（小数点以下を四捨五入。本項において以下、終値の単純平均値の計算において同じです。）に対して53.30%、同日までの過去3ヶ月間（2019年7月30日から同年10月29日まで）の終値の単純平均値1,550円に対して67.74%、同日までの過去6ヶ月間（2019年5月7日から同年10月29日まで）の終値の単純平均値1,537円に対して69.16%のプレミアムがそれぞれ加算されており、完全子会社化を目的とした他の公開買付けの事例におけるプレミアム水準との比較においても相応のプレミアムが付されていると考えられること、(iii)本公開買付価格の決定に際しては、後記「(2) 本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」に記載の本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が採られており、少数株主の利益への配慮がなされていると認められること、(iv)本公開買付価格が、上記利益相反を回避するための措置が採られた上で、本田技研工業と当社の間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が行われ、より具体的には経営共創基盤による当社株式の株式価値に係る算定結果の内容や本特別委員会との協議等を踏まえながら、真摯かつ継続的に協議・交渉が行われた結果として提案された価格であること等を踏まえ、2019年10月30日開催の取締役会において、本公開買付けは当社の株主の皆様に対して、相当なプレミアムを付した価格での合理的な当社株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

以上より、2019年10月30日開催の取締役会において、2019年10月30日時点における当社の意見として、本公開買付けが開始された場合、これに賛同の意見を表明すると

ともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。

その後、2020年7月30日時点で本公開買付けの開始に向けて取得が必要となる国内外の競争法に基づく手続及び対応が完了する見込みが立ったため、本田技研工業は、当社に対して、当該手続及び対応が2020年8月14日までに完了することを条件に、2020年8月18日に公開買付けの開始を決定することに向けた準備を開始するよう要請しました。もっとも、2020年8月14日時点でタイの競争法に基づく手続及び対応が完了していなかったため、本田技研工業は、同日付で、当社に対して、本公開買付けの開始を2020年8月18日に決定しない旨を通知しました。その後、2020年8月26日をもって本公開買付けの開始に向けて取得が必要となる国内外の競争法に基づく手続及び対応が全て完了したため、本田技研工業は、2020年8月27日、その他の本前提条件（2020年9月1日付当社プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(1) 意見の内容」において定義された意味を有します。以下同様とします。）が充足されることを前提に2020年9月2日を公開買付開始日として本公開買付けを開始したい旨を当社に対して連絡いたしました。

当社は、これを受けて、2020年7月30日、後記「(2) 本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」の「③ 当社における独立した特別委員会の設置」に記載のとおり、本特別委員会に対して、2019年10月30日付答申書（後記「(2) 本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」の「③ 当社における独立した特別委員会の設置」において定義します。以下同じです。）の意見に変更がないかを検討し、当社の取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問しました。本特別委員会は、かかる諮問を受けて検討を行った結果、2020年9月1日付で、委員全員一致の決議により、当社取締役会に対し、2020年9月1日付答申書（後記「(2) 本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」の「③ 当社における独立した特別委員会の設置」において定義します。以下同じです。）を提出いたしました。

このような中、今般、本前提条件がいずれも充足され本公開買付けを開始する条件が整ったことを確認したため、本田技研工業は、2020年9月1日、本公開買付けを開始することを決定したとのことです。

これに対して、当社は、改めて本公開買付けについて検討をした結果、(i)上記のとおり、本特別委員会より2020年9月1日付答申書が提出されるなど、本公開買付けに賛同するための前提条件がいずれも充足されたといえること、(ii)本公開買付価格が、2020年9月1日付当社プレスリリース「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」に記載のとおり、経営共創基盤より改めて取得した2020年8月31日付当社株式価値算定書（後記「(2) 本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」の「② 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」において定義します。以下同じです。）に基づく算定結果において、2019年10月29日付当社株式価値算定書（後記「(2) 本株式売渡請求

の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」の「② 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」において定義します。以下同じです。)と同様に、市場株価法及び類似企業比較法による算定結果の範囲を上回っており、また、DCF法の算定結果の範囲内にあること、及び(iii)2019年10月30日開催の当社取締役会以降、新型コロナウイルス(COVID-19)の感染拡大が、モビリティ産業全体を取り巻く環境に大きな影響を与えており、当社としては本統合により経営基盤の安定と競争力強化の必要性が一層高まったと考えており、本公開買付けに関する判断を変更する要因はないことから、2020年9月1日現在においても、本公開買付け価格及び本公開買付けに関する諸条件は妥当であり、本公開買付けは当社の株主の皆様に対して、相当なプレミアムを付した価格での合理的な当社株式の売却の機会を提供するものであると判断し、2020年9月1日開催の取締役会において、本公開買付けについて、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。

その後、当社は、2020年10月16日、本田技研工業より、本公開買付けの結果について、当社株式38,617,812株の応募があり、買付予定数の下限(18,723,485株)以上となり、本公開買付けが成立したことから、その全てを取得することとなった旨の報告を受けました。この結果、2020年10月22日付で、本田技研工業の議決権所有割合(注)は93.57%となり、本田技研工業は当社の特別支配株主に該当することとなりました。

(注)「議決権所有割合」とは、当社が2020年8月6日に提出した第80期第1四半期報告書に記載された2020年6月30日現在の発行済株式総数(73,985,246株)から、当社が2020年8月6日に公表した2021年3月期第1四半期決算短信〔IFRS〕(連結)に記載された同日現在の当社が所有する自己株式数(28,417株)を控除した株式数(73,956,829株)に係る議決権数(739,568個)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入しております。)に記載しております。

このような経緯を経て、当社は、本田技研工業より、2020年10月23日付で、2020年9月1日付当社プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、本取引の一環として、本株式売渡請求をする旨の通知を受けました。そして、当社は、かかる通知を受け、本株式売渡請求を承認するか否かについて、慎重に協議、検討いたしました。

その結果、当社は、2020年10月23日開催の取締役会において、(i)本株式売渡請求は、本取引の一環として行われるものであり、2019年10月30日に開催された、利害関係を有しない取締役全員が出席した当社取締役会において、審議及び決議に参加した当社の取締役の全員一致で決議し、かつ、当該取締役会に出席した当社の監査役3名の全員が当該決議に異議がない旨の意見を述べ、また、2020年9月1日に開催された、利害

関係を有しない取締役全員が出席した当社取締役会において、審議及び決議に参加した当社の取締役の全員一致で決議し、かつ、当該取締役会に出席した当社の監査役3名の全員が当該決議に異議がない旨の意見を述べているとおり、本統合は、当社グループの企業価値の向上に資する極めて有効な手段であると判断しており、2020年10月23日時点においても当該判断を変更すべき事情は特段生じていないこと、(ii)本株式売渡対価は、本公開買付価格と同一価格であり、本公開買付価格の決定に際しては、後記「(2)本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」に記載のとおり、本取引の公正性を担保するための措置が講じられていること等に鑑みれば、本株式売渡対価は本売渡株主の皆様にとって合理的な価格であり、本売渡株主の皆様の利益を害することのないよう十分留意されていると考えられること、(iii)本田技研工業の本公開買付けに係る公開買付届出書の添付書類として提出された2020年8月31日時点の本田技研工業の残高証明書を確認した結果、本田技研工業が本株式売渡対価の支払いのための資金に相当する額の銀行預金を有していること、及び、本田技研工業によれば、同日以降、本株式売渡対価の支払に支障を及ぼす事象は発生しておらず、また今後発生する可能性も認識していないとのことであるため、本田技研工業による本株式売渡対価の支払のための資金の準備状況・確保手段は相当であり、本株式売渡対価の交付の見込みがあると考えられること、(iv)本株式売渡対価の交付までの期間及び支払方法について不合理な点は認められず、本株式売渡請求に係る取引条件は相当であると考えられること、(v)本公開買付けの開始日以降本日に至るまで当社の企業価値に重大な変更は生じていないこと、並びに(vi)本取引に関する提案を検討するために設置された本特別委員会が、本株式売渡対価による本株式売渡請求についても検討をした上で、2019年10月30日付答申書及び2020年9月1日付答申書を提出していること等を踏まえ、本株式売渡請求は、本売渡株主の利益にも配慮がなされた合理的なものであると判断し、当社が本田技研工業の完全子会社となるための本取引を進めるべく、本田技研工業からの通知のとおり、本株式売渡請求を承認する旨を決議いたしました。

なお、利益相反の疑いを回避し、本取引の公正性を確保する観点から、当社の取締役のうち、本田技研工業に在籍していた当時、本統合の検討に関与していた相田圭一氏（以下「相田氏」といいます。）は、本取引の検討に関する議題の審議には一切参加しておらず、当社の立場において本統合の検討、本統合に係る本田技研工業との協議・交渉に参加していません。

他方で、相田氏のほか、当社の取締役のうち、阿部智也氏、伊藤康利氏、高山雄介氏及び鈴木真志氏、当社の監査役のうち、内田尚良氏が本田技研工業の出身者であります。いずれの者に関しても、当社に転籍してから相当期間が経過しており、また、本田技研工業に在籍していた当時、本統合の検討に関与していた事実は一切なく、また、関与できる立場にもないことから、当社の取締役又は監査役として、当社取締役会における本取引の検討に関する議題の審議に参加していません。

以上のとおり、当社は、本公開買付価格と同一の価格に設定されている本株式売渡対

価の総額その他の上記「会社法第 179 条の 2 第 1 項各号に掲げる事項（会社法第 179 条の 5 第 1 項第 2 号）」の「(2) 株式売渡請求により売渡株主に対して売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項（会社法 179 条の 2 第 1 項第 2 号、第 3 号）」についての定めは相当であると判断しております。

(2) 株式売渡請求の承認に当たり売渡株主の利益を害さないように留意した事項

本株式売渡請求は本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続として行われるものであるところ、2020 年 9 月 1 日付当社プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、2020 年 9 月 1 日当時、当社は本田技研工業の子会社ではなく、本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当しておりませんでした。また、本田技研工業は当社の主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社であり、当社株式 30,581,115 株（議決権所有割合 41.35%）を所有しており、また、本田技研工業は当社を完全子会社とすることを目的としていること等を踏まえ、本田技研工業及び当社は、本公開買付け価格の公正性を担保しつつ、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反を回避する観点から、それぞれ以下のような措置を実施いたしました。

なお、本田技研工業は、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority) の応募を本公開買付け成立の条件とはしておりませんが、以下の①から⑥までの措置を通じて、当社の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えているとのことです。

また、以下の記述中の本田技研工業において実施した措置については、本田技研工業から受けた説明に基づくものです。

① 本田技研工業における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

本田技研工業は、本公開買付け価格の公正性を担保するため、本公開買付け価格を決定するにあたり、本田技研工業、本対象 3 社、日立オートモティブシステムズ及び日立製作所から独立した第三者算定機関として、ファイナンシャル・アドバイザーである野村証券株式会社（以下「野村証券」といいます。）に対し、当社株式の株式価値の算定を依頼したとのことです。なお、野村証券は、本田技研工業、本対象 3 社、日立オートモティブシステムズ及び日立製作所の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本統合に関して重要な利害関係を有していないとのことです。

野村証券は、複数の株式価値算定手法の中から、当社株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、当社が継続企業であるとの前提の下、当社株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの判断に基づき、当社株式が東証第一部に上場していることから市場株価平均法を、当社と比較可能な上場会社が複数存在し、類似会社比較による当社株式の株式価値の類推が可能であることから類似会社

比較法を、将来の事業活動の状況を算定に反映するためにDCF法を算定手法として用いて、当社株式の株式価値の算定を行ったとのことです。本田技研工業は、野村証券から、2019年10月29日付で株式価値算定書（以下「公開買付者株式価値算定書」といいます。）を取得したとのことです。なお、本田技研工業は、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

野村証券による当社株式の1株当たり株式価値の算定結果は以下のとおりとのことです。

市場株価平均法	1,537円～1,898円
類似会社比較法	1,326円～1,893円
DCF法	1,803円～3,235円

市場株価平均法では、本公開買付けの開始予定の公表日の前営業日である2019年10月29日を基準日として、東証第一部における当社株式の基準日終値1,898円、直近5営業日の終値単純平均値1,834円（小数点以下四捨五入。本項において以下終値単純平均値の計算について同じです。）、直近1ヶ月間の終値単純平均値1,696円、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,550円、及び直近6ヶ月間の終値単純平均値1,537円を基に、当社株式の1株当たり株式価値の範囲を1,537円から1,898円までと算定しているとのことです。

類似会社比較法では、当社と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、当社株式の株式価値を算定し、当社株式の1株当たり株式価値の範囲を1,326円から1,893円までと算定しているとのことです。

DCF法では、当社の2020年3月期から2026年3月期までの7期分の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、2020年3月期以降に当社が将来創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を算定し、当社株式の1株当たり株式価値の範囲を1,803円から3,235円までと算定しているとのことです。なお、DCF法において前提とした事業計画においては、大幅な増減益を見込んでいないとのことです。また、本公開買付けを含む本統合の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることが困難であるため、反映していないとのことです。

本田技研工業は、野村証券から取得した公開買付者株式価値算定書の算定結果に加え、本田技研工業において実施した当社に対するデュール・ディリジェンスの結果、過去に行われた本公開買付けと同種の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例（完全子会社化を前提とした公開買付けの事例）において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの事例、当社の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、当社株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、当社との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に2019年10月30日開催の取締役会

の決議によって、本公開買付価格を1株当たり2,600円と決定したとのことです。

なお、本公開買付価格である1株当たり2,600円は、本公開買付けの開始予定の公表日の前営業日である2019年10月29日の東証第一部における当社株式の終値1,898円に対して36.99%（小数点以下第三位を四捨五入。本項において以下プレミアムの数値（%）の計算について同じです。）、2019年10月29日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値1,696円に対して53.30%、2019年10月29日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値1550円に対して67.74%、2019年10月29日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値1,537円に対して69.16%のプレミアムをそれぞれ加えた価格であります。

また、本公開買付価格である1株当たり2,600円は、本公開買付けの開始についての公表日の前営業日である2020年8月31日の東証第一部における当社株式の終値2,573円に対して1.05%、2020年8月31日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値2,563円に対して1.44%、2020年8月31日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値2,548に対して2.04%、2020年8月31日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値2,541円に対して2.32%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。

（注）野村證券は、当社株式の株式価値の算定に際して、公開情報及び野村證券に提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っていないとのことです。当社及びその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです。当社の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、当社の経営陣により現時点で得られる最善かつ誠実な予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としているとのことです。野村證券の算定は、2019年10月29日までに野村證券が入手した情報及び経済条件を反映したものであるとのことです。なお、野村證券の算定は、本田技研工業の取締役会が当社株式の株式価値を検討するための参考に資することを唯一の目的としているとのことです。

また、本田技研工業は、本公開買付けの開始予定の公表日である2019年10月30日以降、2020年9月1日までの間の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響その他の当社の業況や本公開買付けを取り巻く環境等を勘案したとのことですが、本公開買付価格を変更すべき事情は見当たらないと考えているとのことです。

② 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、本田技研工業から提示された本公開買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するために、本田技研工業、本対象3社、日立オートモティブシステムズ及び日立製作所から独立した第三者算定機関としてファイナンシャル・アドバイザーである経営共創基盤に対して、

当社株式の価値算定を依頼し、2019年10月29日付で、株式価値算定書（以下「2019年10月29日付当社株式価値算定書」といいます。）を取得いたしました。また、当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、2019年10月30日から2020年8月31日までの間の当社株式の価値の変動の有無及びその内容を検討し、本公開買付け価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するため、本田技研工業、本対象3社、日立オートモティブシステムズ及び日立製作所から独立した第三者算定機関としてファイナンシャル・アドバイザーである経営共創基盤に対して、改めて当社株式の価値算定を依頼し、2020年8月31日付で、株式価値算定書（以下「2020年8月31日付当社株式価値算定書」といいます。）を取得いたしました。

経営共創基盤は、本田技研工業、本対象3社、日立オートモティブシステムズ及び日立製作所の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本統合に関して重要な利害関係を有しておりません。なお、当社は、経営共創基盤から本公開買付け価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。当社が経営共創基盤から取得した2019年10月29日付株式価値算定書及び2020年8月31日付株式価値算定書の概要は以下のとおりです。

(i) 2019年10月29日付当社株式価値算定書

経営共創基盤は、当社株式が東証第一部に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、当社と比較的類似する事業を手がける上場会社が複数存在し、類似上場会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を採用して、当社株式の価値算定を行っております。

経営共創基盤が上記各手法に基づき算定した当社株式の1株当たりの価値は以下のとおりです。

市場株価法	1,537円～1,898円
類似企業比較法	1,974円～2,515円
DCF法	2,157円～2,787円

市場株価法においては、本公開買付けの開始予定の公表日の前営業日である2019年10月29日を基準日として、東証第一部における当社株式の基準日の終値1,898円、直近1ヶ月の終値単純平均値1,696円（小数点以下四捨五入。本項において以下終値単純平均値の計算について同じです。）、直近3ヶ月の終値単純平均値1,550円、直近6ヶ月の終値単純平均値1,537円を基に、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を1,537円から1,898円までと算定しております。

類似企業比較法では、当社と比較的類似する事業を営む上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて当社株式の株式価値を計算し、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を1,974円から2,515円までと算定しております。

DCF法では、当社が作成した2020年3月期から2025年3月期までの事業計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が2020年3月期第2四半期以降生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を計算し、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を2,157円から2,787円までと算定しております。経営共創基盤がDCF法による算定に用いた当社作成の事業計画においては、2022年3月期の税引前当期利益が20,413百万円（2021年3月期比35.9%増加）、当期純利益が13,819百万円（2021年3月期比47.9%増加）と大幅に増加しており、かつ、2024年3月期の当期純利益が17,931百万円（2023年3月期比32.8%増加）と大幅に増加となることを見込んでおります。この理由は、環境規制の高まりに対応した二輪自動車向けのFI生産及び、電動化に対応した四輪自動車向けのパワーコントロールユニット生産の拡大による事業成長及び、生産効率化によるものです。また、本公開買付けを含む本統合の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、2019年10月29日時点において収益に与える影響を具体的に見積もることが困難であるため、反映しておりません。

(ii) 2020年8月31日付当社株式価値算定書

経営共創基盤は、当社株式が東証第一部に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、当社と比較的類似する事業を手がける上場会社が複数存在し、類似上場会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を採用して、当社株式の価値算定を行っております。

経営共創基盤が上記各手法に基づき算定した当社株式の1株当たりの価値は以下のとおりです。

市場株価法	1,537円～1,898円
類似企業比較法	1,807円～2,424円
DCF法	1,967円～2,634円

市場株価法では、本公開買付けの開始予定の公表日以降における株価は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響による一時的な下落を除き、本公開買付け価格付近を推移していることから、本公開買付けの開始予定の公表日の前営業日である2019年10月29日を基準日にするのが妥当であると考えております。そのため、2019年10月29日付当社株式価値算定書と同様に、本公開買付けの開始予定の公表日の前営業日である2019年10月29日を基準日として、東証第一部における当社株式の基準日の終値1,898円、直近1ヶ月の終値単純平均値1,696円（小数点以下四捨五入。本項において以下終値単純平均値の計算について同じです。）、直近3ヶ月の終値単純平均値1,550円、直近6ヶ月の終値単純平均値1,537円を基

に、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を1,537円から1,898円までと算定しております。

類似企業比較法では、当社と比較的類似する事業を営む上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて当社株式の株式価値を計算し、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を1,807円から2,424円までと算定しております。

DCF法では、当社が作成した2021年3月期から2025年3月期までの事業計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社2021年3月期第2四半期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を計算し、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を1,967円から2,634円までと算定しております。経営共創基盤がDCF法による算定に用いた当社作成の事業計画において、足元の当社2021年3月期第1四半期は対前年度比で減益となったものの、以降は回復し、2019年10月29日付当社株式価値算定書と同様に、2022年3月期の税引前当期利益が20,413百万円（2021年3月期比35.9%増加）、当期純利益が13,819百万円（2021年3月期比47.9%増加）と大幅に増加しており、かつ、2024年3月期の当期純利益が17,931百万円（2023年3月期比32.8%増加）と大幅に増加となることを見込んでおります。この理由は、環境規制の高まりに対応した二輪自動車向けのFI生産及び、電動化に対応した四輪自動車向けのパワーコントロールユニット生産の拡大による事業成長及び、生産効率化によるものです。また、①空調事業の譲渡において、既に第三者と合意した領域の譲渡価額は株式価値に反映し、②第三者と協議中の領域については、当社の作成した領域毎の事業計画を基に、個別に株式価値を評価し、第三者への譲渡によって当社が空調事業を営まれなくなることによる影響額を反映しております。なお、本公開買付けを含む本統合の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることが困難であるため、反映しておりません。

③ 当社における独立した特別委員会の設置

当社は、本取引に係る当社の意思決定に慎重を期し、当社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、当社取締役会における意思決定が、当社の少数株主にとって不利益なものでないか否かを確認することを目的として、2019年7月30日に、本田技研工業及び当社を含む本対象3社、日立オートモティブシステムズ並びに日立製作所から独立した山本光太郎氏（当社の社外取締役・独立役員、弁護士）、辻千晶氏（当社の社外取締役・独立役員、弁護士）、水野太郎氏（当社の元社外取締役・FCOM SERVICES CO., LTD. President）及び笠原真人氏（公認会計士、笠原公認会計士事務所）の4名から構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）を設置し、本特別委員会に対し、(a) 本取引の目的は合理的か否か、(b) 本取引における買付条件（公開買付価格を含みます。）の公正性が確保されているか、(c) 本取引において公正な手続を通じた株主の利益へ

の十分な配慮がなされているか、(d) (a) 乃至 (c) その他の事項を前提に、本取引が当社の少数株主にとって不利益であるか否か（総称して、以下「本諮問事項」といいます。）について諮問いたしました。

本特別委員会は、2019年8月22日から同年10月30日までの間に合計11回開催され、本諮問事項に関し、慎重に協議及び検討を行いました。具体的には、本特別委員会は、当社が選任した第三者算定機関及びリーガル・アドバイザーにつき、いずれも独立性及び専門性に問題がないことを確認し、それぞれを当社の第三者算定機関及びリーガル・アドバイザーとして承認するとともに、本田技研工業との交渉過程への関与方法として、直接の協議・交渉は当社及びそのアドバイザーが行うこととしつつ、当社から適時に状況の報告を受け、必要に応じて意見を述べ、指示や要請を行うことなどにより本取引の取引条件に実質的に関与することができることを確認しております。そして、本特別委員会は、当社より提出された各資料に基づき、当社から、本田技研工業の提案内容、本取引の目的、本取引に至る背景、本取引により向上することが見込まれる当社の企業価値の具体的内容、当社の事業計画、本取引の条件及びその決定プロセス等について説明を受けるとともに、これらに関する質疑応答を行いました。また、本特別委員会は、本田技研工業から、本取引の概要、本取引に至る背景、本取引の目的、本取引後の経営方針、本取引の諸条件等について説明を受けるとともに、質疑応答を行いました。さらに、本特別委員会は、経営共創基盤より、当社株式の価値評価についての説明を受け、これらに関する質疑応答を行うとともに、TMI総合法律事務所より、本取引の手続面における公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置の内容について説明を受け、これらに関しても質疑応答を行っております。

本特別委員会は、かかる手続を経て、本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、2019年10月30日付で、委員全員一致の決議により、当社取締役会に対し、大要、以下の内容の答申書（以下「2019年10月30日付答申書」といいます。）を提出いたしました。

(a) 本取引の目的

近年のモビリティ産業を取り巻く環境が変化し、自動車業界各社が電動化、自動運転技術の実現に向けて動き、業界全体での競争激化に伴い、各社ともに技術的、組織的な変革が迫られる中で、本田技研工業への依存度が高い当社においても、単独での技術力には限界があり、また、研究開発に要するリソースの確保、特にアジアにおける戦略投資による負担等、当社特有の課題が存在する。かかる事業環境下において、当社としては、本取引により、以下のような効果が期待される。

(i) 技術面での効果—開発・生産体制の効率化と次世代技術の開発強化

自動車の電動化先端技術の強化が必要となっている現状において、電動化技術、先進安全技術といった、今後需要が広く見込まれる次世代技術領域での開発体制の強化が可能となると同時に、従来、当社を含む本田技研工業グループ単独で開発をせざるを得なかったシステム・ITの分野において、日立製

作所傘下の本統合会社の技術の提供を受けることで、当社を含む本田技研工業グループとして開発投資の選択と集中を図ることが可能となり、当社を含む本田技研工業グループ全体として最適な経営資源の配分の実現が見込まれる。

また、本統合会社での開発・生産分野において、技術領域間、地域拠点間での相互補完を推進することで、より高付加価値でコスト競争力のある製品の供給が可能となるほか、本田技研工業をはじめとする完成車メーカーの需要増減に対して迅速かつ柔軟に対応できる供給体制の構築が可能となる。すなわち、当社の二輪事業も含め、電動化、シャーシ制御、自動運転における勝ち技で業界をリードし広く拡販できる「メガサプライヤー」を編成することができ、本対象3社、本田技研工業及び本統合会社に日立製作所も加えた当事者間において総合的なシナジー効果が生じ、これをもって競争力を盤石化することが可能となる。

(ii) 販売面での効果

本統合会社においては、本田技研工業以外の完成車メーカーへの部品販売の増大による調達・生産コストの低減が見込まれることになる。本統合会社は、機械部品等のコンベンショナルな技術から電動化・情報技術まで幅広い領域における業界最先端の技術を基に、完成車メーカーとの包括的な開発体制を構築することが可能となり、世界的メガサプライヤーの一角として、本田技研工業以外の完成車メーカーに対する販売の拡大が可能となる。これによる部品生産量の増大に伴い、規模の効果による調達・生産コストの低減が可能となり、国際的な競争優位に基づく優れた収益力と競争力の実現が見込まれる。

(iii) 本統合会社による統合のメリット

当社が本統合会社に統合されることにより、本田技研工業と日立製作所が株主である本統合会社の施策に基づき、短期的な収益力の向上に左右されることがなく、中長期的な成長を目指して安定的な経営を行うことが可能となる。また、当社が本統合会社に統合されることによって組織体制を簡素化することが可能であり、外部環境に左右されない迅速な意思決定が可能となるため、最も適切な時期に大胆な設備投資策等を実施する意思決定が可能となり、事業基盤の強化の達成可能性が高まるといえ、このような体制を構築することが、当社の企業価値の向上に資するといえる。さらに、上場会社であることによるコストの削減が可能となるとともに、当社として積極的な施策を実施する場合に、株価が低迷するおそれがある中で上場を継続すると、当社の少数株主の投資回収の機会も失われるおそれがある。

本取引の実施のほか、上場廃止を伴わない業務提携の方法もあるものの、本田技研工業グループの部品メーカーであるというブランドイメージを払拭し、メガサプライヤーになるためには、業務提携ではなく本取引による統合が効果的である

こと、また、従業員に対する影響、本田技研工業による当社に対する影響力の低下、資金調達、本取引による少数株主への影響等、想定される懸念点はあるものの、上記のとおり、本取引は当社の企業価値向上に資するものと考えられ、本取引の目的に合理性が認められる。

(b) 本公開買付けを含む本取引における買付条件の公正性

(i) 当社は、本田技研工業との間に重要な利害関係のない経営共創基盤をファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関に選定し、経営共創基盤による当社株式の客観的評価に依拠して、本公開買付価格を含む取引条件の交渉を行うことができること、(ii) 当社のファイナンシャル・アドバイザーである経営共創基盤による当社株式の算定結果によれば、当社株式1株当たりの価値は、市場株価法においては1,537円から1,898円、類似企業比較法においては1,974円から2,515円、DCF法においては2,157円から2,787円であり、本公開買付価格は当該算定結果のレンジに含まれていること、(iii) 経営共創基盤は、本田技研工業による本公開買付価格の提案の内容について、本田技研工業のファイナンシャル・アドバイザーである野村證券に質問をして内容を確認し、本田技研工業と当社との間で本公開買付価格の交渉がなされていること、及び(vi) 第二段階目のスクイズ・アウトにおける対価は、本公開買付価格と同一価格となる予定が表明されていること等からすれば、本公開買付価格には合理性があり、公正性が認められる。

(c) 本公開買付けを含む本取引の公正な手続を通じた株主の利益への配慮

(i) 本取引に係る当社の意思決定に慎重を期し、当社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、当社取締役会における意思決定が当社の少数株主にとって不利益なものでないか否かを確認することを目的として、独立した4名から構成される本特別委員会を設置したこと、(ii) 本田技研工業と重要な利害関係のない第三者算定機関である経営共創基盤によって当社株式の価値算定が行われたこと、(iii) 独立した外部のリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所から法的助言を受けていること、(iv) 公開買付期間を比較的長期に設定することにより、当社株主に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保し、当社株式について本田技研工業以外の他の買付者が買付け等を行う機会がある程度確保されていること、及び(v) 本対象3社、本田技研工業、日立オートモティブシステム及び日立製作所の6社間で2019年10月30日付で締結された経営統合に関する基本契約について、当社のリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所の助言に従って交渉したこと等からすれば、これらの手続がいずれも実施されている限り、本取引における手続の公正性及び適正性が認められる。

(d) 少数株主にとっての不利益性

上記のとおり、本取引の目的、本公開買付価格その他の買付条件は、いずれも妥当性があると認められ、かつ、本取引の手続の公正性も担保されていること、本取引のスキームの妥当性も認められることから、本取引は、当社の少数株主にと

って不利益であるとは認められないと判断する。

また、当社は、2019年10月30日開催の当社の取締役会において、本公開買付けが開始される際に、本特別委員会に対して、本特別委員会が当社の取締役会に対して提出した2019年10月30日付答申書において表明した意見に変更がないか否かを検討し、当社の取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問すること、及びかかる意見を踏まえ、本公開買付けが開始される時点で改めて本公開買付けに関する意見表明の決議を行うこととしておりました。

その後、2020年7月30日時点で本公開買付けの開始に向けて取得が必要となる国内外の競争法に基づく手続及び対応が完了する見込みが立ったため、本田技研工業は、当社に対して、当該手続及び対応が2020年8月14日までに完了することを条件に、2020年8月18日に公開買付けの開始を決定することに向けた準備を開始するよう要請しました。もっとも、2020年8月14日時点でタイの競争法に基づく手続及び対応が完了していなかったため、本田技研工業は、同日付で、当社に対して、本公開買付けの開始を2020年8月18日に決定しない旨を通知しました。その後、2020年8月26日をもって本公開買付けの開始に向けて取得が必要となる国内外の競争法に基づく手続及び対応が全て完了したため、本田技研工業は、2020年8月27日、その他の本前提条件が充足されることを前提に2020年9月2日を公開買付開始日として本公開買付けを開始したい旨を当社に対して連絡いたしました。

当社は、これを受けて、2020年7月30日、本特別委員会に対して、2019年10月30日付答申書の意見に変更がないかを検討し、当社の取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問しました。本特別委員会は、2020年7月31日から同年8月13日までの間に合計2回開催され、2019年10月30日以降の当社を取り巻く状況、空調事業の譲渡の進捗状況、これらを踏まえた経営共創基盤による当社株式の価値評価についての説明等を受け、これらに関する質疑応答を行いました。かかる手続を経て、慎重に協議及び検討を重ねた結果、本特別委員会は、2020年9月1日付で、委員全員一致の決議により、当社取締役会に対し、①2020年9月1日付答申書作成日時点においても、本取引の目的の合理性について、2019年10月30日付答申書における判断を変更する必要はなく、②本田技研工業のみならず、当社も新型コロナウイルスの感染者増大に伴って、財務状況が深刻化しているものの、2019年10月30日付答申書において、本公開買付価格その他の本取引における買付条件を公正であると判断した事情については特段の変化は生じておらず、2020年8月31日付当社株式価値算定書における算定結果も踏まえ、本公開買付価格について2019年10月30日付答申書提出時点での金額がそのまま維持されるのであれば2020年9月1日付答申書作成日時点においても、本公開買付価格を含む本取引における買付条件は公正であると判断され、③2020年9月1日付答申書作成日時点においても、本取引において公正な手続を通じた株主の利益への十分な配慮がなされているとの判断を変更する必要はなく、④上記①乃至③の事項を踏まえれば、2020年9月1日付答申書作成日時

点においても、本取引は当社の少数株主にとって不利益ではないと判断することができ、2019年10月30日付答申書の内容に変更がない旨の答申書（以下「2020年9月1日付答申書」といいます。）を提出いたしました。

④ 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本公開買付けに関する当社取締役会的意思決定の過程等における透明性及び公正性を確保するため、外部のリーガル・アドバイザーとしてTMI総合法律事務所を選任し、同事務所から、本公開買付けに関する当社取締役会的意思決定の過程、方法その他の留意点について、法的助言を受けております。なお、TMI総合法律事務所は、本田技研工業及び当社を含む本対象3社、日立オートモティブシステムズ並びに日立製作所の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本統合に関して重要な利害関係を有しておりません。

⑤ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

当社は、2020年9月1日付当社プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、2019年10月30日開催の当社取締役会において、当社の取締役11名のうち、代表取締役社長である相田氏を除く全員が出席し、審議及び決議に参加した出席取締役の全員一致で、2019年10月30日時点における当社の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。

また、上記取締役会においては、当社の監査役3名の全員が出席し、上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

なお、当社は、上記取締役会において、本公開買付けが開始される際に、本特別委員会に対して、2019年10月30日付答申書に記載された意見に変更がないか否か検討し、当社取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問すること、及び本公開買付けが開始される時点で、改めて本公開買付けに関する意見表明を行うことを併せて決議しております。

その後、2020年7月30日時点で本公開買付けの開始に向けて取得が必要となる国内外の競争法に基づく手続及び対応が完了する見込みが立ったため、本田技研工業は、当社に対して、当該手続及び対応が2020年8月14日までに完了することを条件に、2020年8月18日に公開買付けの開始を決定することに向けた準備を開始するよう要請しました。もっとも、2020年8月14日時点でタイの競争法に基づく手続及び対応が完了していなかったため、本田技研工業は、同日付で、当社に対して、本公開買付けの開始を2020年8月18日に決定しない旨を通知しました。その後、2020年8月26日をもって本公開買付けの開始に向けて取得が必要となる国内外の競争法に基づく手続及び対応

が全て完了したため、本田技研工業は、2020年8月27日、その他の本前提条件が充足されることを前提に2020年9月2日を公開買付け開始日として本公開買付けを開始した旨を当社に対して連絡いたしました。

当社は、これを受けて、2020年9月1日付当社プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、2020年9月1日開催の取締役会において、当社の取締役11名のうち、代表取締役社長である相田氏を除く全員が出席し、審議及び決議に参加した出席取締役の全員一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。

また、上記取締役会においては、当社の監査役3名の全員が出席し、上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

さらに、当社は、上記「(1) 本株式売渡対価の総額の相当性に関する事項その他の会社法第179条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項」に記載の根拠及び理由に基づき、2020年10月23日開催の取締役会において、当社の取締役11名のうち、代表取締役社長である相田氏を除く全員が出席し、審議及び決議に参加した出席取締役の全員一致で、本田技研工業からの通知のとおり、本株式売渡請求を承認する旨の決議をいたしました。

また、上記取締役会においては、当社の監査役3名の全員が出席し、上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

なお、利益相反の疑いを回避し、本公開買付けを含む本取引の公正性を確保する観点から、当社の取締役のうち、本田技研工業に在籍していた当時、本統合の検討に関与していた相田氏は、当社取締役会における本公開買付けを含む本取引の検討に関する議題の審議には一切参加しておらず、当社の立場において本統合の検討、本統合に係る本田技研工業との協議・交渉に参加しておりません。

他方で、相田氏のほか、当社の取締役のうち、阿部智也氏、伊藤康利氏、高山雄介氏及び鈴木真志氏、当社の監査役のうち、内田尚良氏が本田技研工業の出身者であります。いずれの者に関しても、当社に転籍してから相当期間が経過しており、また、本田技研工業に在籍していた当時、本統合の検討に関与していた事実は一切なく、また、関与できる立場にもないことから、当社の取締役又は監査役として、当社取締役会における本公開買付けを含む本取引の検討に関する議題の審議に参加しております。

⑥ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

本田技研工業は、本公開買付け開始予定の公表から開始までに相応の期間が経過していることから、本田技研工業以外の者による当社株式に対する買付け等の機会は確保されているものと考えているとのことです。

また、本田技研工業は、当社の株主の皆様にも本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、当社株式について本田技研工業以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付け価格の適正性を担保することを意図して、公開買付け期間を法令に定められた最短期間である20営業日より長期の30営業日に設定しているとのことです。

さらに、当社は、本田技研工業との間で、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者と接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。

4. 株式売渡対価の支払のための資金を確保する方法についての定め相当性その他の株式売渡対価の交付の見込みに関する事項（会社法第179条の5第1項第4号、会社法施行規則第33条の7第2号）

本田技研工業は、本株式売渡対価の全てを、当社が保有する現預金により支払うことを予定しております。公開買付け届出書の添付書類として2020年8月31日時点の本田技研工業の残高証明書を提出しており、また、本田技研工業によれば、同日以降、本株式売渡対価の支払に支障を及ぼす事象は発生しておらず、また今後発生する可能性も認識されていないとのことであることから、本田技研工業による本株式売渡対価の支払のための資金の準備状況・確保手段は相当であり、当社は、本田技研工業による本株式売渡対価の交付の見込みはあるものと判断しております。

5. 株式売渡請求に係る取引条件についての定め相当性に関する事項（会社法第179条の5第1項第4号、会社法施行規則第33条の7第3号）

本株式売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付され、当該方法により本株式売渡対価の交付ができなかった本売渡株主については、当社の本社所在地にて、本田技研工業が指定した方法により、本株式売渡対価を交付するものとされているところ、上記の本株式売渡対価の交付までの期間及び支払方法について不合理な点は認められないことから、本株式売渡請求に係る取引条件は相当であると判断しております。

6. 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法第179条の5第1項第4号、会社法施行規則第33条の7第4号）

(1) 連結子会社の持分譲渡契約締結

当社は、2020年6月4日に「当社連結子会社（孫会社）の持分譲渡に関するお知らせ」として公表したとおり、当社の完全子会社である株式会社ケーヒン・サーマル・テクノ

ロジー（以下「KTT」といいます。）が保有する中国にある連結子会社（孫会社）である京濱大洋冷暖工業（大連）有限公司（以下「TCH」といいます。）の全ての持分約 55%を SONGZ AUTOMOBILE AIR CONDITIONINGCO., LTD に約 11 億円（※）で譲渡することを内容とする持分譲渡契約を締結しております。

※ 当該譲渡価額は、持分譲渡の初回実行日の 5 営業日前における TCH の現預金の金額により調整される予定です。

（2）連結子会社との会社分割（簡易吸収分割）の実施

当社は、2020 年 8 月 6 日に「連結子会社との会社分割（簡易吸収分割）に関するお知らせ」として公表したとおり、2020 年 8 月 6 日開催の取締役会において、2020 年 10 月 1 日を効力発生日として、会社分割（簡易吸収分割）により当社の日本における空調事業の一部を当社の連結子会社である KTT に承継させることを決議いたしました。

その後、2020 年 8 月 17 日に、当社及び当社の連結子会社である KTT 間で上記会社分割に係る吸収分割契約書を締結し、同契約に基づく会社分割（簡易吸収分割）は、同年 10 月 1 日をもって効力を生じております。

（3）連結子会社の株式譲渡契約の締結

当社は、2020 年 10 月 23 日に「空調事業の一部譲渡に関する連結子会社の異動（株式譲渡）及び非継続事業からの四半期損失の計上に関するお知らせ」として公表したとおり、日本及びタイ、北米の空調事業（以下「本件空調事業」といいます。）の承継を目的として、当社の完全子会社である KTT の発行済株式の全部をマーレベアアジア株式会社（以下「マーレベアアジア」といいます。）に下記の譲渡価額（※）で譲渡することを内容とする株式譲渡契約を締結しております。これに伴い、2021 年 3 月期第 3 四半期において、譲渡損失として約 38 億円、事業運営のための出資として 65 億 4000 万円、事業再編費用として 48 億円の合計約 151 億円を非継続事業からの四半期損失として計上いたします。なお、KTT の子会社であり、本件空調事業の一部である Keihin Thermal Technology of America, Inc.（所在地：10500 O' Day Harrison Rd., Mt. Sterling, OH 43143 U. S. A.）及び Keihin Thermal Technology (Thailand) Co., Ltd.（所在地：Rojana Industrial Park, 46 Moo 9, Tambol Thanu, Amphur U-Thai, Ayutthaya 13210 THAILAND）についても、KTT の株式の譲渡に伴い、マーレベアアジアに譲渡されることとなりますが、Keihin Thermal Technology Czech, s. r. o.（所在地：Unhošťská 2747, Kladno-Krocehlavy CZECH）については、マーレベアアジアへの譲渡対象には含まれておりません。

※譲渡価額は、企業価値を 100 円とし、当該株式譲渡の実行日の資産及び負債の金額等により調整される予定のほか、当社は、当該株式譲渡の実行に伴い、以下の資金拠出又は資金負担を行う予定です。

- ① 当該株式譲渡の実行までに、KTT に対して、事業運営のため、65 億 4000 万円（為替変動により金額が変更される可能性があります。）の出資（当社による KTT の増資の引受け）

を行うこと

- ② 本件空調事業に関して、今後、KTTにおいて予定している事業再編の費用（現時点での見込みの金額として48億円）を拠出すること

以上